

告示

埼玉県選管告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年七月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター内野本郷	埼玉県さいたま市西区内野本郷千八十五番地一
老人ホーム	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター大谷	埼玉県さいたま市見沼区大谷百七十七番地七
老人ホーム	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター堀崎	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町千二百二十八番地一
老人ホーム	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター戸田笹目	埼玉県戸田市笹目南町三十三番十三号